

国際会計基準(IFRS)と 会計の国際化

最新
インタビュー



平松 一夫 氏
日本会計研究学会 会長

世界各国が次々と採用を決定している「国際会計基準 (IFRS)」。
日本では、2009年6月に金融庁・企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告)」を公表。
2010年3月決算より任意適用が認められており、先日、適用第1号の企業が大きく報じられたところである。

いよいよ、日本でも多くの企業が本格的に検討されるなか、そもそもIFRSとは何なのか、日本基準とどういった違いがあるのか、導入時の課題は何かなどについて、国際会計学者・平松一夫氏にお聞きした！

——本日は、国際会計基準 (IFRS) について教えていただきたいと思います。まずは、国際会計基準というのは、そもそも何を指しているのですか？

1973年にオーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、イギリス、アメリカの各国の職業会計士団体により、国際会計基準委員会 (IASC) が創設され、IASCは国際会計基準 (IAS: International Accounting Standards) を設定してきました。

2001年にIASCは国際会計基準審議会 (IASB) として発展的に改組されるわけですが、IASBが新たに設定する会計基準は、国際財務報告基準 (IFRS: International Financial Reporting Standards) となりました。

現在、国際会計基準といえば、IASとIFRSとを包含した意味で用いられています。

——国際会計基準は、なぜ必要なのでしょう？

① 企業活動のグローバル化が加速
そもそもIASCは、国際的に通用する1つの会計基準を設定することを目指して組織化されたものです。ところが当初は、多数の国の事情を勘案しながら会計基準を設定していったために、複数の会計処理が認められることとなり、この会計基準は実際には使い物になりませんでした。

しかし、企業活動のグローバル化が加速度的に進行するにつれ、国際的に通用する

高品質の会計基準が必要だという機運が世界中で高まることとなり、現在IASBがその責務を負っているわけです。

現在では、世界のほとんどの国で、国際会計基準を採用する方向を目指しており、自国の会計基準を放棄して国際会計基準にシフトしたり (アドプション: 適用)、自国の会計基準を維持しつつそれを国際会計基準に限りなく近づけたり (コンバージェンス: 収斂) することで対応しています。例をあげると、オーストラリアはすでに適用済ですし、韓国は2011年から、台湾は2013年から適用される予定です。

② **アメリカがアドプションを発表**
 とはいえ、ここまでの道のりは平坦なものではありませんでした。会計の分野でも政治や経済と同様に、アメリカ一國支配の時代が長く続いていました。米国会計基準は、様々な業種別に細かい規定を設けており、アメリカは世界最高の会計基準と自負していましたが、国際的な会計基準の統一に対して積極的ではありませんでした。

一方、ヨーロッパはEU (欧州連合) を結成し、加盟諸国の力を合わせてアメリカ経済に対抗したわけですが、これは会計の分野でも同様でした。EUは、域内の企業に2005年から国際会計基準の適用を求め、2009年からはEU域外の外国企業に対しても国際会計基準を適用させることとなりました。つまり、ヨーロッパで資金調達しようとするときには、国際会計基準を適用しなければならなくなったわけですが。

このEUの動きを受けて、アメリカは国

際会計基準に対して多大な影響力を行使しようとする戦略に転換し、あわせて2002年9月からは米国会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスも進めました。アメリカの証券市場に上場している他国の企業は、米国会計基準により財務諸表を作成するが、自国の会計基準により作成した財務諸表に米国会計基準との調整表を添付しなければなりませんでしたが、米国会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスが進んだため、2007年に米国SEC (証券取引委員会) は、国際会計基準で作成した財務諸表であれば、調整表を求めないこととしました。

これにはたいへん驚きでしたが、それにとどまらず、さらなる衝撃がありました。2008年11月、米国SECは自国の企業に対する国際会計基準のアドプションについて2011年に決定することを発表したのです。一国主義を貫き、米国会計基準が世界最高だと誇っていたアメリカが、ついに国際会計基準をアドプションする方針を固めたわけですが。

——国際会計基準に対し、日本はどのようにに対応していますか？

① **日本の取組み—コンバージェンス**
 1973年のIASC設立時から、日本は積極的に国際会計基準策定に関与してきました。2001年に設立されたIASBへは、審議会ボードメンバーと呼ばれる委員を1名派遣するなど、人的、資金的にたいへん貢献してきました。

図表1 IASB プロジェクト計画表 (2010年5月5日現在)

1. 金融危機関連プロジェクト

現時点の公表物	2010年5月	2010年6月	2010年Q3	2010年Q4	2011年Q1	2011年Q2	2011年H2+	IASB-FASBコンバージェンス	
								MoU	共同
連結IAS第27号の置換え								✓	✓
非連結SPE/組成された企業に関する開示	ED	IFRS		IFRS					✓
認識の中止	ED	ED		IFRS				✓	✓
公正価値測定ガイダンス								✓	✓
ガイダンス								✓	✓
公正価値測定の不確実性分析の開示	ED	ED		IFRS				✓	✓
金融商品 (IAS第39号の置換え)								✓	✓
保有区分及び測定—金融負債	ED	ED		IFRS				✓	✓
減損 (ED、コメント期限2010年6月30日)	ED	ED		IFRS				✓	✓
ヘッジ				ED	IFRS			✓	✓

2. MoU プロジェクト

現時点の公表物	2010年5月	2010年6月	2010年Q3	2010年Q4	2011年Q1	2011年Q2	2011年H2+	IASB-FASBコンバージェンス	
								MoU	共同
財務諸表の表示	ED	ED		IFRS				✓	✓
非継続事業	ED	ED		IFRS				✓	✓
包括利益計算書	ED	ED		IFRS				✓	✓
IAS第1号及びIAS第7号の置換え	DP				IFRS			✓	✓
資本の増減を有する金融商品	ED	ED		ED	IFRS			✓	✓
法人所得税	ED	IFRS			IFRS			✓	✓
ジョイント・ベンチャー	DP					IFRS		✓	✓
リース								✓	✓
退職給付 (年金を含む)								✓	✓
確定給付制度 (ED、コメント期限2010年9月6日)	ED				IFRS			✓	✓
解雇給付	ED	IFRS						✓	✓
収益認識	DP	ED				IFRS		✓	✓

3. その他のプロジェクト

現時点の公表物	2010年5月	2010年6月	2010年Q3	2010年Q4	2011年Q1	2011年Q2	2011年H2+	IASB-FASBコンバージェンス	
								MoU	共同
年次改善2008-2010	IFRS								
年次改善2009-2011									
排出権取引				ED		IFRS			✓
振替活動 (RV、コメント期限2010年7月30日)	ED			ED	AD		IFRS		✓
保険契約	DP								✓
負債 (IAS第7号改訂) (ED、コメント期限2010年5月19日)	ED			IFRS					✓
経営者による説明	ED			CG					
税金規則草案	ED						IFRS		

4. 概念フレームワーク

現時点の公表物	2010年5月	2010年6月	2010年Q3	2010年Q4	2011年Q1	2011年Q2	2011年H2+	IASB-FASBコンバージェンス	
								MoU	共同
フェーズA: 目的及び質的特性	ED								✓
フェーズB: 構成要素、認識				TBD					✓
フェーズC: 測定							ED		✓
フェーズD: 報告企業 (ED、コメント期限2010年7月15日)	ED			Final Chapter					✓

* : AD アジェンダ決定 (当該トピックのアクティブラジェンダへの追加) / CG カイダンスの完成 / DP デイタカッション / ペーパー公開草案 / IFRS 国際財務報告基準 / RV 見解の募集 / TBD 未定
 * : IASB ホームページより作成



平松 一夫 氏

関西学院大学商学部教授
現在、日本会計研究学会会長、金融庁企業会計審議会委員、企業会計基準委員会委員、IAESB（国際会計士連盟国際会計教育基準審議会）委員等を兼務。
これまで、国際会計研究学会会長、IAAER（国際会計教育研究学会）副会長、関西学院大学学長等を歴任。

さて、EUが2009年から域外の外国企業に対しても国際会計基準を求めることを公表した際に、当時のEUは、日本会計基準と国際会計基準との差異について26項目を指摘してききました。国際会計基準を踏まえ、日本会計基準のコンバージェンスが急務となり、ひとまず重要な差異を短期項目と位置付け、これを2008年までに解消することを目指しました。その結果、EUは日本会計基準が国際会計基準と同等であることを認め、2009年以降も日本会計基準により作成された財務諸表であってもヨーロッパでの資金調達が可能となっています。

また、短期項目以外の差異については、2011年6月までにはすべて解消するよう、ASBJ（企業会計基準委員会）で鋭意コンバージェンス作業が進められています。

② **コンバージェンスからアドプシオンへ**
ところで、主要国で国際会計基準のアドプシオンに言及していなかったのは、アメリカと日本だけでしたので、アメリカが2008年に国際会計基準のアドプシオンについて公表したことは、以前のEUの動向よ

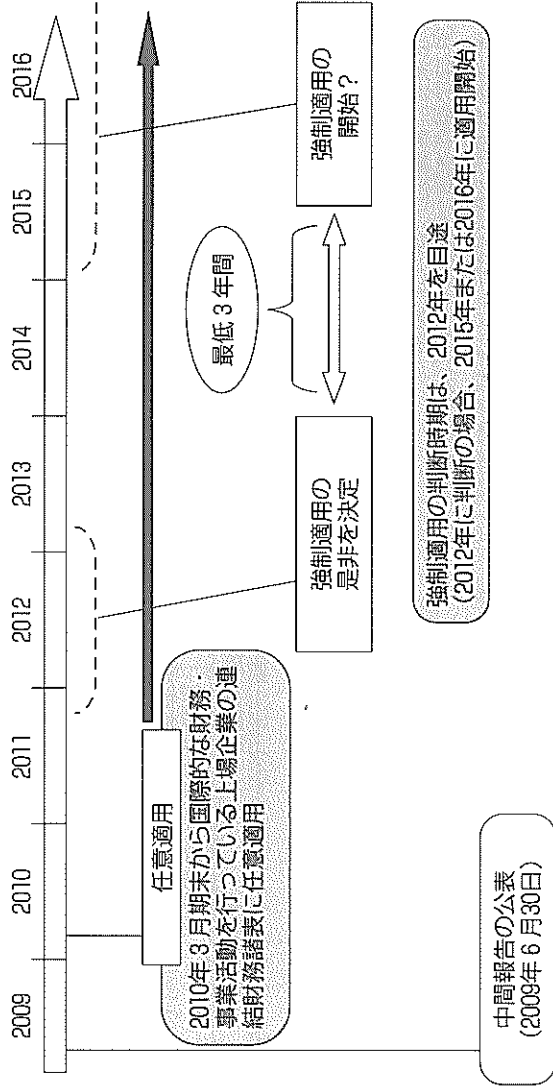
りもさらに衝撃を与えました。日本だけが取り残されることを危惧した政府や経済界は早急に対処をはじめ、日本における国際会計基準のアドプシオンについて2012年に決定することを、金融庁企業会計審議会が2009年6月に公表した次第です。

2012年に決定する内容は、国際会計基準を2015年からアドプシオンするというものになりそうであり、アメリカが2011年に決定する内容とほぼ同様のものと見込まれています。

EUの影響で、国際会計基準を踏まえた日本会計基準のコンバージェンスが進む一方で、アメリカの影響から、国際会計基準のアドプシオンへの対応も決めていかなければならないという、2つの異なる次元の作業を並行しているというのが、日本の現状です。

なお、アドプシオンを踏まえ、日本においても2010年3月期決算から国際会計基準を任意適用することが認められており、1社だけではありませんが、すでに適用を開始した事例があることをご紹介しておきます。

図表2 我が国のIFRS導入に関するスケジュール



※金融庁資料より作成

——国際会計基準のアドプシオンに向けて、日本とアメリカの違いはありますか？

① **アメリカは個別財務諸表の開示がいらぬ**

日本では連結財務諸表と同時に個別財務諸表が開示されますが、アメリカでは連結財務諸表だけで個別財務諸表は開示されません。当初アドプシオンの方向性が示されたときには、個別財務諸表にも国際会計基準が適用されるかもしれないという危惧がありました。これは回避されそうであり、あくまで上場企業の連結財務諸表のみ国際会計基準を適用させる方向で調整が進んでいます。

とはいえ、約4,000社の上場企業に、2015年から国際会計基準が適用されると、子会社や関連会社を含めて、かなり多くの企

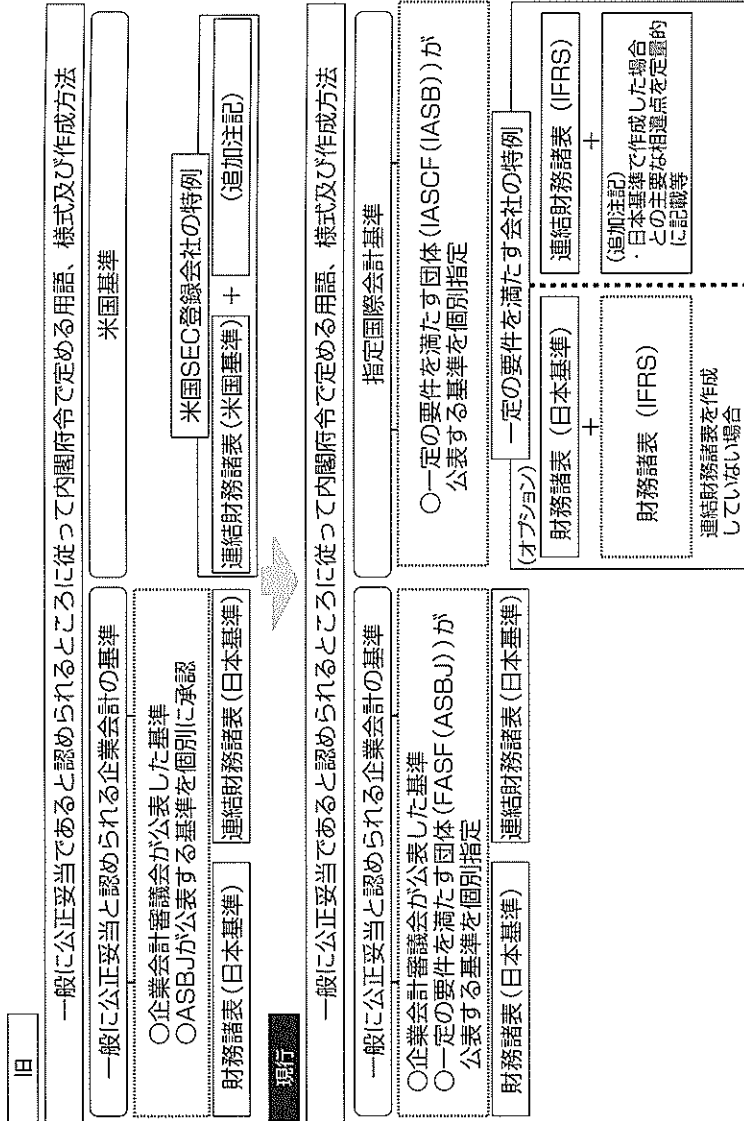
業に影響があるということは言えそうです。

② **作業量増加への対応が課題**

また、観点は違いますが、アメリカに倣って、日本の開示制度の簡素化について議論すべきではないかと思えます。

アメリカと日本は、高品質で確固とした自国の会計基準を有していたがゆえに、国際会計基準対応に遅れることとなり、さらに日本はアメリカの動向をうかがっていたためにますます後手を踏んでしまいました。しかし、両国がアドプシオンの方向を示したことで、世界中のほとんどが国際会計基準で統一されます。企業サイドからすると、作業量が増加しますから、歓迎とは言えないでしょうが、世界中の財務諸表が比較可能になることから、投資家やアナリストは国際会計基準の適用をたいへん評価しています。上場企業の方は、世界中からの

図表3 連結財務諸表規則等のイメージ



※金融庁資料より作成

資金調達が可能となることを踏まえ、しっかりと対応していただきたいと思っています。

「ここからは、国際会計基準の内容についておうかがいたいのですが、日本会計基準と国際会計基準とを比較しながらご説明いただけますか。」

● 日本会計基準は帰納的、国際会計基準は演繹的

まずは、日本の会計に関する概念と国際会計基準の概念の相違から説明します。

日本では、実務の中で培われたことがまとめられて会計基準となる、つまり、実務の中から帰納的に会計基準や会計原則が成

用のために細部までルールが決められています。このため、経理担当者は、ルールに従って処理をしていけば、誰がやっても同じ結論に到達することができます。

一方、国際会計基準は原則的な考え方を規定する原則主義となっています。具体的には、個々の企業や監査人が決めていくわけですから、同じ事象であっても担当者によって判断が異なってくるようになります。

減価償却を事例として具体的に説明すると、日本では税法で車両の耐用年数は6年と定められていますから、会計実務上もこの年数が用いられ、誰が処理しても減価償却費の額は同じになります。ところが国際会計基準では、この車両の目的や用途を踏まえ、使用可能年数を判断していく必要があります。つまり、国際会計基準では、公認会計士や経理担当者が判断することが要求され、これが原則主義の非常に難しいところなのです。

③ 収益費用アプローチと資産負債アプローチ

第3点目ですが、収益費用アプローチと資産負債アプローチの違いがあります。日本の伝統的な会计学は、収益費用アプローチであり、損益計算書が中心でした。つまり、一定期間の収益がいくらあり、それを獲得するためにどれくらい費用がかかり、その結果として利益がいくらあったかというところを、重要な情報としていたわけですね。ところが、国際会計基準は、期末に資産と負債がいくらあり、その差額から株主持

分がいくらあるか、また、株主持分の期首と期末の差額から利益がいくらだったかという資産負債アプローチとなっています。資産負債アプローチから導き出される利益は包括利益といい、これは当期純利益のほか、有価証券や土地の評価差額、外貨の換算差額なども含まれたものとなります。

これまで日本では損益計算書の当期純利益をもって企業の業績判断をしてきたわけですが、それができなくなることが心配されました。日本は当期純利益の概念は絶対に存続させるよう、IASBに精力的に働きかけた結果、包括利益を最終的に求めさせるもの、その過程として当期純利益を示していくという決着となりました。

「様々な違いが実感できましたが、具体的な会計処理の違いはどうですか？」

① 売上高

例えば、商社は世界的な規模で活動しており、仕入金額も売上金額も莫大なものになっていきます。これまでは、この売上高及び仕入高は総額で表示していたわけですが、国際会計基準による商社の売上高は、仕入額との差額である純額が表示されることとなります。つまり、コミッションのみを売上高として計上するわけですね。国際会計基準の適用により、利益は変わらなくなりますが、今までの巨額の売上高は激減することとなるため、商社のイメージは大幅に変わるかもしれません。百貨店の売上高のうちテナントが売り上げた部分についても同様の取扱いです。

② 退職給付

また、退職給付についても、日本会計基準と国際会計基準では異なっています。日本では「未認識項目」は、オフバランスとなっていますが、国際会計基準では、これが負債としてオンバランスとなります。

当然、費用も計上され、この金額は巨額ですから、企業の業績が一気に悪化したように見えてしまいます。他にもまだまだ大きな違いがあります。他にもまだまだ大当に大変な事態となることか想定されます。

——国際会計基準のアドプションを踏まえ、わが国の会計のあり方はどうあるべきなのでしょう？

国際会計基準は、上場企業の連結財務諸表のみに適用される方向性ですから、上場企業以外にはこれまでと同様に日本会計基準が適用されます。しかし、これまでお話ししたように、日本会計基準はコンパニオンズが進んでいるので、限りなく国際会計基準に近づいています。

このような現状を踏まえ、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、企業会計基準委員会の5団体は「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置し、日本の会計基準のあり方について本年3月より検討を開始しています。国際会計基準を適用しない企業には、大企業もあれば、中小・零細企業もありまますから、問題はそう単純ではありません。日本会計基準は1つでいいの、中小企業向け会計基準を設ける必要は

ないのかを中心に議論しているわけです。私見ではありますが、比較的大きな企業にはやはり日本会計基準を厳格に適用し、それを簡素化した中小企業向け会計基準を別に用意すべきと考えています。

——2つの会計基準が存在すると、問題が生じませんか？

① 目的に応じて日本会計基準を適用

まずは国際会計基準と日本会計基準の併存について考えます。日本では処分可能利益を規定する会社法や納税額を規定する税法があり、これらの目的に従って会計処理する必要があることから、国際会計基準だけでは十分に機能しないことが考えられます。上場会社のディスクロージャー目的には国際会計基準、会社法や税法の目的には、やはり日本会計基準を適用していくべきです。

② 中小企業向けの簡易な基準の

併存が現実的

次に通常の会計基準と中小企業向けの簡易な会計基準の併存ですが、これは否定的な意見も多数あります。しかし、日本の企業には大企業から中小企業まで幅広く存在している現実を直視すれば、中小企業には通常の会計基準を簡素化した中小企業向け会計基準があるほうが現実的ではないかと考えているわけです。

ちなみに国際会計基準においても、中小企業向けの会計基準である「IFRS for SMEs」が公表されており、これは国際会計基準と比較すると1割程度の分量であ

り、たいへんコンパクトなものになっています。国際会計基準がすぐに中小企業に適用されるわけではありませんが、このような流れを見ると、国際的な取引が多い中小企業は、国際会計基準の動向を注視しておくべきです。

——これから会計基準の国際化がますます進展するわけですが、会計に携わるビジネスパーソンには、どのようなことが期待されているのでしょうか？

国際化ですから、まずは英語力ということになりますが、それ以上に求められるものは高い倫理観です。

国際会計基準は原則主義ですから、規定を遵守するだけでなく、経理担当者や公認会計士が判断する余地が大きいわけです。この原則主義を悪用しようとする者が現れると大変なことになりますから、高い倫理観をもって各々が使命を果たしていかなければなりません。



——では最後に、国際会計基準に対応する日本に期待することは？

国際会計基準は上場企業の連結財務諸表に適用され、世界中の投資家から注目されることになりましたから、上場企業はもろもろのこと、日本全体で積極的に取り組む必要があります。会計の分野では、アメリカの後塵を拝してはいますが、これからの日本は世界に先駆けて、イニシアチブをとっていかねばなりません。

さらに、優れた倫理観、高い専門性、そして国際性を備えた優れた会計人を育成すること、世界から尊敬される国にならないといけない。そのことが、これからの日本にとって、極めて重要になると思います。会計というものは専門家だけのものではなく、すべてのビジネスパーソンにかかわってくる重要なビジネス言語ですから、国際会計基準をぜひ身につけていただきたいと思えます。

——本日はありがとうございました。